

受診者の皆様へ

緊急事態宣言への対応について（第2報）

いつも当健診センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当センターでは、4月16日の緊急事態宣言を受け、4月20日から健診、保健指導サービスを休止しております。

5月4日には全国に対して同宣言が5月31日まで延長されたのに伴い、下記のとおり健診・保健指導サービスの休止を延長させていただきます。

受診者の皆様の安全最優先の方針と国の新型コロナウイルス感染拡大防止策への全面的協力として、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1) 健診（人間ドック）・保健指導の一時休止期間の延長

2) 休止延長期間：2020年5月7日～5月15日

- ① 現在のところ2020年5月18日の再開に向け受診環境の最大限の感染予防体制整備を進めておりますが、5月14日に評価予定とされている緊急事態宣言の効果や栃木県内の感染発生状況等により、さらに休止延長となる可能性がございます。
- ② 休止期間のご予約につきましては、電話にて予約変更の対応をいたします。

3) 健診を延期させていただいた皆様へのお願い

- ① 健診の延期により疾患の発見が遅れる不利益の可能性は否定できませんが、緊急事態宣言下においては国民全体の新型コロナウイルス感染拡大の抑制が優先されます点をご理解願います。
- ② ご心配な症状を自覚された場合は、健診の再開をお待ちにならず、お早めに最寄りの医療機関をご受診くださいますようお願いいたします。

以上

自治医科大学健診センター
センター長 宮下 洋